

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

Comunicado referente ao Sistema de Subsído Escolar

Thông báo về hệ thống hỗ trợ đi học

Sistema de ayuda económica para los gastos escolares

School Expenses Aid Service Notice

外国語翻訳はQRコードを読み込んで、ホームページをご覧ください。

申請書はホームページよりダウンロードすることができます。

Please read the QR code for foreign language translation.

Por favor, leia o código QR para tradução em língua estrangeira

Por favor, lea el código QR para la traducción de idiomas extranjeros.

Vui lòng đọc mã QR để dịch tiếng nước ngoài.



経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に、学校でかかる費用（学用品費や学校給食費など）の一部を援助する制度があります。

1 援助の対象

碧南市に住所があり、次の(1)～(7)のいずれかに該当し、生活保護家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合です。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止 又は 廃止を受けた世帯
- (2) 市民税の非課税世帯 又は 市民税の減免を受けた世帯
- (3) 固定資産税の減免を受けた世帯
- (4) 国民年金保険料の免除を受けた世帯
- (5) 国民健康保険税の減免 又は 徴収の猶予を受けた世帯
- (6) 児童扶養手当の支給を受けた世帯
- (7) 保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる世帯

※その他、特別な事情により受給を希望される方は校長へお申し出ください。

2 申請の手続き

就学援助の利用を希望される方は、申請が必要です。

※小中学校に通われているお子様が2名以上いらっしゃる場合は、
1名ずつ申請してください。手続きには2つの方法があります。

- (1) あいち電子申請・届出システムより申請（右QRコードより）

期限 **新規申請：令和8年4月 8日（水）まで**
継続申請：令和8年3月13日（金）まで

- (2) 令和8年度 就学援助受給申請書を提出

期限 **新規申請：令和8年4月 8日（水）まで**
継続申請：令和8年3月13日（金）まで

窓口 通学する小中学校または、碧南市教育委員会庶務課（市役所5階）
申請書は、碧南市ホームページよりダウンロードすることができます。



新規申請

令和8年度新たに制度の利用を希望される方は、**新規申請**の期日までに申請してください。

継続申請

令和7年度に就学援助の認定を受けており、令和8年度も引き続き制度の利用を希望される方は、**継続申請**の期日までに申請してください。なお、制度の利用を希望しない方は学校に連絡してください。

3 援助の内容

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 校外活動（遠足）費
- (3) 学校給食費（実費）
- (4) オンライン学習通信費
- (5) 新入学用品費（入学前または4月中に認定された小学校1年、中学校1年のみ）
- (6) 修学旅行費（小学校6年、中学校3年のみ）

※就学援助は学校の集金を免除するものではありません。

※月々の学校納入金は必ず支払うようにしてください。

4 申請の注意点

- (1) 令和8年度所得（令和7年1月から12月分）で認定審査を行います。所得が不明な方は審査することができないため、市・県民税の申告を必ず済ませてください。収入がない場合でも申告が必要です。申告の手続きについての詳細は税務課市民税係にお問い合わせください。
- (2) 期限を過ぎても申請は随時受け付けますが、申請月から援助開始となるため、月割りで計算された支給額になります（満額支給にはなりません）。

【問合せ 各小中学校 または 碧南市教育委員会庶務課 Tel (0566) 95-9917】